

第 1 1 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 3 年 1 1 月 2 6 日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人 9 番 黒木 謙志 委員 10 番 菊池 勇夫 委員	
開催時間 開会 PM 15:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和 3 年第 11 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、4 番田野敏広委員より欠席の届出が出ております。ただ今の出席委員は 13 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしくお願ひいたします。
議長	<挨拶> それでは日程表に従いまして、令和 3 年第 11 回総会を進行していきます。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。9 番黒木謙志委員、10 番菊池勇夫委員、よろしくお願ひします。 続いて日程第 2、会期の日程は、令和 3 年 11 月 26 日、本日 1 日といたしますがよろしいですか。 <異議なし> 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。 それでは日程第 3、議案審議に移ります。 議案第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2 ページをお開きください。議案第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 11 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 93 番から 96 番までの 4 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 93 番と 94 番ですが、関連がありますので同時に説明をお願いします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号 93 番と 94 番ですが、交換の所有権移転で関連がありますのであわせて説明いたします。

受付番号 93 番の申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の 72 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 65 歳の方です。

受付番号 94 番は、譲受人と譲渡人が逆になっております。

申請地は、南郷鬼神野字尾迎下原、田 1 筆、363 m²と、南郷鬼神野字奥野、畑 1 筆、372 m²の、交換による所有権移転になります。利用計画は、田が水稻で畑が野菜になります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。93 番の譲受人の経営ですが、自作地のみ 10,372 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。94 番の譲受人の経営ですが、自作地のみ 10,666 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。それぞれ自宅に近い農地を取得した形になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。只今の事務局の説明のとおりです。申請人は同じ集落に住んでいます。4・5 年前に農地の交換は済んでいたのですが、名義変更等の手続きがそのままになっていたため、今回の申請になったようです。申請地も確認してきましたが、何も問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 93 番地 94 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 93 番と 94 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 95 番の説明をお願いします。

事務局員	<p>6 ページをお開きください。受付番号は 95 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 78 歳の方。譲渡人が、日向市の 63 歳の方です。申請地は、西郷田代の、田 6 筆、7,083 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は WCS と水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 38,950 m²。家畜は牛を 3 頭飼養しています。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
森田委員	<p>2 番、森田です。只今の事務局の説明のとおりです。譲渡人は元々この集落に住んでいましたが、現在は日向に移り住んでいます。今までそれぞれ人に貸していたのですが、今回手放したいと譲受人に相談したようです。対価について、皆さん安いと思われるでしょうが、譲渡人がどうしても管理が出来ないということで、譲受人にお願いして引き受けてもらったと確認しております。7 ページの地籍集成図をみると集落全体に農地がばらけてます。貸している農地はそのまま管理してもらって、一部を譲受人が管理するそうです。双方で話し合い納得していますので、問題ないと思っております。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 95 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
黒木謙志委員	<p>はい。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
黒木謙志委員	<p>9 番、黒木です。譲受人は 78 歳と高齢ですが、後継者はいるのですか。</p>
森田委員	<p>息子さんが一緒に住んでいますが別の仕事に就いており、現在譲受人 1 人で農業をしております。畜産も以前より規模を縮小していて、WCS と水稲に力を入れております。元気な方であり、まだしばらくは自身でがんばりたいと聞いております。</p>
黒木謙志委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
	<p><なし></p>

無いようですので採決に移ります。受付番号 95 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 96 番の説明をお願いします。

事務局員

受付番号 96 番ですが、皆さんに総会資料を郵送した後で、申請人より売買する農地の追加がありましたので、説明の前に総会資料の差し替えをお願いします。

それでは受付番号 96 番の説明をいたします。

申請人の譲受人が、日向市の 69 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 91 歳の方です。申請地は、西郷田代字柿木原、田 2 筆と畑 1 筆、4,019 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲と自己保全となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲渡人が管理できないので引き取ってほしいという形で売買が成されたため、単価については低い設定となっております。譲受人の経営は自作地のみ 559 m²ですが、今回売買で 4,019 m²を取得しますので、下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。只今の事務局の説明のとおりです。譲渡人は 91 歳と高齢で、また施設に入っているためまったく管理が出来ず、人に頼んで管理してもらってたそうです。譲受人は日向市在住ですが、申請地に隣接した土地に元家があり、譲渡人とは隣同士になります。休みごとに帰ってきて家と土地の管理をしています。双方の話を聞くと、譲渡人側がどうしても管理が出来ないから安くでいいから買ってほしいと頼み込んで、今回の話がまとまったようです。何の問題もないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 96 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 96 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 37 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

10 ページをお開きください。議案第 37 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求め。令和 3 年 11 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 97 番から 100 番までの 4 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 97 番ですが、若杉伸児委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により審議終了まで退席をお願いします。

<若杉伸児委員、退席>

それでは説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 97 番です。受付月日が、令和 3 年 11 月 15 日。申請人が、美郷町南郷上渡川の 54 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字橋野原、畑 2 筆、現況地目は山林、817 m²であります。所有者は、申請人の父親になります。調査月日は、令和 3 年 11 月 15 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。13 ページが地籍集成図、14 ページが現況写真になります。申請地は手付かずで長期にわたって山林化しており、四方を山林に囲まれ非農地扱いとしても周囲への影響は無いと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

地区担当が席をはずしておりますので、代わりに説明いたします。所有者は亡くなった申請人の父親です。現地を確認してきましたが、写真を見ていただくとわかるように、竹が密集して生えており、とても農地に戻りそうな様子ではなかったため、今回の申請は妥当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 97 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 97 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
審議が終了しましたので、若杉委員を呼び戻してください。

<若杉伸児委員、着席>

続きまして、受付番号 98 番の説明をお願いします。

事務局員

15 ページをお開きください。受付番号は 98 番です。受付月日が令和 3 年 11 月 15 日。申請人が、東京都の 81 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字橋野原、畑 1 筆、現況地目は山林、500 m²であります。所有者は申請人と同一です。調査月日は令和 3 年 11 月 15 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。16 ページが地籍集成図、17 ページが現況写真になります。申請地は先程 97 番で承認いただきました農地に隣接しており、手付かずで長期にわたって山林化しており、四方を山林に囲まれ非農地扱いとしても周囲への影響は無いと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。先程受付番号 97 番で中田委員から説明があったとおりで、隣接した土地であるため状況はまったく一緒であります。申請人は東京在住で高齢であり、お子さんもいらっしゃいません。今後申請地を農地に復元することはないと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 98 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 98 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 99 番の説明をお願いします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 99 番です。受付月日は令和 3 年 11 月 15 日。申請人は、美郷町西郷田代の 71 歳の方です。申請地は、西郷田代字竹ノ平、田 1 筆、現況地目は原野、1,540 m²であります。所有者は申請人と同一です。調査

月日は令和3年11月15日。証明根拠は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。19ページが地籍集成図、20ページが現況写真になります。申請地は日当たりが悪く、長期にわたって耕作されておらず原野化している農地であります。今後も農地として管理は不可能ということで今回の申請となっております。周囲も原野に囲まれていることから、非農地扱いすることによって周囲への影響は無いと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2番、森田です。只今の事務局に説明のとおりです。申請地は西郷から南郷に抜けるトンネルの手前になります。日当たりが悪く米も全然出来ないことから、国道の拡張工事の前から耕作していませんでした。今回非農地扱いしたいということで現地も確認にいきましたが、非農地もやむを得ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号99番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号99番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号100番の説明をお願いします。

事務局員

21ページをお開きください。受付番号は100番です。受付月日は令和3年11月15日。申請人は、美郷町西郷田代の85歳の方です。申請地は、西郷田代字長崩と竹ノ平、田4筆、現況地目は原野と雑種地、1,222㎡であります。所有者は、申請人と申請人の父親になります。調査月日は令和3年11月15日。証明根拠は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。22ページが地籍集成図、23～26ページが現況写真となります。申請地のうち3筆は、国道の改良の残地で作り土がない状態です。小区画・不整形な農地になっており、非農地扱いすることによって周囲への影響は無いと考えます。以上です。

議長

地区担当の説明をお願いします。

森田委員	<p>2 番、森田です。只今の事務局の説明のとおりです。3 筆は国道改良で農地を分断しており、農地として使えないような砂利が敷いてあります。もう 1 筆についても、受付番号 99 番の申請地と隣接している土地で、同じような状態です。農地としては使えないと、本人たちも話しておりました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 100 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p><なし></p>
	<p>無いようですので採決に移ります。受付番号 100 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p><挙手、多数></p>
	<p>ありがとうございます。挙手多数で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 38 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>27 ページをお開きください。議案第 38 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 11 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 101 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>29 ページをお開きください。受付番号は 101 番です。申請人が、美郷町北郷黒木の 76 歳の方です。申請地は、北郷黒木字中ノ堀、畑 1 筆、219 m²であります。申請の理由は、後継者夫婦が帰ってくるため、既存の自宅に接続する形で増築したいためとなっております。転用後の用途は宅地。転用の時期は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日となっております。30 ページが地籍集成図、31 ページが利用計画図、32 ページが平面図、33 ページが現況写真です。本件は、過去に農業公共投資のされていない小集団の農地であります。資金計画書・土地利用計画図の内容から判断して条件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
柳田委員	<p>7 番、柳田です。只今事務局から説明があったとおりです。41 歳の息子が後継者として帰ってくるということで、新築の家を建てるということであります。息子はかつて熊本に住んでいたのですが、さきの大地震で自宅が被災し住めない状</p>

況になり、本町に帰ってくることになったそうです。後継者住宅でもあります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 101 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 101 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 11 号、農地用途変更届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

34 ページをお開きください。報告第 11 号、農地用途変更届について。農地用途変更届の提出があったので報告する。令和 3 年 11 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

35 ページをお開きください。農地用途変更届について説明いたします。届出人は、南郷鬼神野の 54 歳の方です。土地の所在が、南郷鬼神野字折立上原、田 1 筆、1,215 m²のうち 135 m²になります。残りの農地は育苗ハウス・野菜の作付けを行い、引き続き農地として利用する計画となっております。着工年月日が令和 3 年 11 月 1 日、完了予定年月日が令和 4 年 1 月 31 日になります。36 ページが地籍集成図、37 ページが配置図、38 ページが倉庫の平面図・立面図になります。本件は、農地法施行規則第 32 条第 1 項の規定により、必要面積が 2a 未満の農業用施設を建築する場合は、転用許可を受けなくても良いとされておりますので、本届出を受理いたしました。以上です。

議長

続きまして、報告第 12 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

39 ページをお開きください。報告第 12 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 3 年 11 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

40 ページをお開きください。合意解約について説明いたします。土地の所在が、西郷田代字峰ノ前、田 1 筆、727 m²。農地法第 3 条で令和 2 年 1 月 1 日から 5 年

間、賃貸借契約が成されておりましたが、令和3年10月25日をもって合意解約が成立しました。

続きまして41ページ。土地の所在が、西郷田代字峰ノ前、田2筆、994㎡。農地法第3条で令和2年1月1日から5年間、賃貸借契約が成されていましたが、令和3年10月25日をもって合意解約が成立しました。

続きまして42ページ。土地の所在が、西郷田代字桑野々、田2筆、2,992㎡。基盤強化法で令和1年12月1日から3年間、賃貸借契約が成されていましたが、令和3年10月25日をもって合意解約が成立しました。

本3件の合意解約は、農地法の要件を満たしているため届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

議長

以上で、すべての審議を終了いたします。

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和3年第11回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 黒木 謙志

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫

